

# 割賦販売小委員会報告書の概要

当面の制度化に向けた整理と今後の課題  
～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～

令和2年1月

商務・サービスグループ

商取引監督課

# 割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

# 決済テクノロジーの進化

- 近年、**ICTの進展**に伴い、決済分野においても、**決済テクノロジーが進化**し、スマートフォン・アプリやQRコード等の多様なインターフェースを用いた決済サービスが登場している。
- 特に、FinTech企業を中心に、ビッグデータ・AI等といった新たなテクノロジーを背景として、多様な消費者ニーズを捉えつつ、UI/UXに優れた利用者目線のサービスが広がりを見せている。
- また、IT系・SNS系事業者やECモール事業者を始めとした決済分野以外の事業者の決済分野への参入も含め、従来の「業」の垣根を越えた**決済サービス・主体の多様化**が進んでいる。

## ICT技術の進展

→安価で利便性の高い高付加価値なサービス提供が可能に

スマートフォンの普及  
(平成22年9.7%→平成29年75.1%)

顧客接点の獲得容易化



(出典 平成29年度総務省情報通信利用動向調査)

クラウドサービスの普及  
(平成25年33.0%→平成29年56.9%)

サービス提供コストの低下



(出典 平成30年版総務省情報通信白書)

AI、ビッグデータ、  
ブロックチェーン等の新技術

新たな分析・取引記録の技術



NFC端末の普及、  
QRコード、生体認証 etc

多様なインターフェースの登場



## 決済分野におけるテクノロジーの活用

- スマートフォン・アプリやQRコードなど多様なインターフェースを活用した決済サービスの登場
- クラウドの活用やアジャイル型の開発手法などによる安価でスピーディなサービス提供
- AI等新技術を用いた分析による、より質の高いサービスの提供

## 決済サービス・主体の多様化

- FinTech企業の決済サービス
- スマートフォンやインターネットを活用
  - UI/UXに優れた利用者目線のサービス
  - 多様な消費者ニーズにきめ細かく対応
- ※UI：ユーザーインターフェース  
UX：ユーザーエクスペリエンス



## 異業種からの参入

これまでの流通系事業者や交通系事業者の他、決済分野以外の事業者が「業」の垣根を越え参入

IT	SNS
ECモール	携帯キャリア
コンビニ	宅配サービス

## 今後の規制体系のあり方

決済テクノロジーの進化する中、**技術革新を適切に取り込んでいくための、より柔軟な規制の枠組み**が求められており、以下のような考え方に則ってその**あり方を見直す**ことが必要である。

- テクノロジーの進化に伴い、例えば、従来取得できなかった膨大なデータ（ビッグデータ）が取得できるようになるとともに、新たにAI等の高度な分析手法が登場し、決済分野も含め、これらを事業活動の中で活用することが可能となっている。この技術革新は、一時的・断続的なものではなく、絶えず継続的に生まれるものであり、**技術のあり様は常に進化**を続けている。
- 割賦販売法制においても、こうした技術革新を適切に取り込むことで、より利便性の高い消費者サービスの提供と、より高度で精緻な消費者保護が実現されることが期待される一方、これらの**新たな技術・サービスは、既存の規制体系では捉えきれない**。
- このため、**適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが**求められている。
- 具体的には、リスクベース・アプローチや性能規定の導入など、技術の進展に対しても陳腐化・形骸化しない柔軟な規制への見直しや、RegTech／SupTechなどによる被規制事業者・行政双方の法規制対応の高度化など、規制手法の変革が必要である。
- **事業者の多様な取組を許容することは、リスクを増加させる要因ではなく、むしろ、事業者の創意工夫やイノベーションを通じてより安全・安心な取引環境を構築するために重要な方法であり、消費者保護を精緻化するアプローチ**であると考えられる。今後、こうした取組を促進することにより、我が国の後払い決済サービスにおける消費者保護を精緻化し、**テクノロジー社会を前提とした新たな安全・安心なクレジットカード利用環境の整備を進めることが必要**である。
- なお、リスクベース・アプローチや性能規定の導入といった今回の規制の見直しは、割賦販売法の規制枠組みにおいて、**その規制の内容を目的やリスクに見合ったものとするものであり、単なる規制の緩和を行うものではない**。

# (参考 1) 成長戦略実行計画

- 成長戦略実行計画が令和元年6月21日に閣議決定。
- 割賦販売法においては、与信審査における性能規定の導入などの見直しが求められている。

## 成長戦略実行計画（抄）

### 2. フィンテック／金融分野

#### (2) 対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、**同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む**。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する**。

#### (決済分野)

**現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る**。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する。その際、例えば、**割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する**。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い

：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

（注2）銀行送金以外の幅広い金額の送金

：100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

## (参考2) 消費者委員会からの意見書

令和元年8月8日、消費者委員会において、割賦販売小委員会「中間整理」（令和元年5月29日）に対して意見書が提出され、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直しに関し、慎重に検討すべきとされている。

### 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会中間整理についての意見（抄）

#### 1. 支払可能見込額調査に代わる技術・データを活用した与信審査、及び、指定信用情報機関の信用情報の使用義務に関する考え方について

…技術・データを活用した与信審査について、現行の支払可能見込額調査と同程度以上の多重債務防止機能が担保される必要がある。…  
…今後、事業者に求める取組の内容、事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべきである。  
また、技術・データを活用した与信審査について、指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。  
そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。  
加えて、利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべきである。

#### 2. 少額・低リスクのサービスにおける指定信用情報機関への信用情報の登録義務に関する考え方について

少額サービスであっても累積により債務額が利用者にとって多大となるリスクがある。また、少額サービスは若年者にとっても利用しやすいものであると考えられることから、若年者保護の観点が一層重要になる。これらの観点も踏まえ、低リスクといえるのはどのような場合かについて慎重に検討すべきである。  
また、…少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべきである。

#### 3. 指定信用情報機関の運用・システムの在り方の検証・改善について

…政策課題を指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能かについても並行して検討すべきである。

#### 4. 新成年への対応について

…引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。

#### 5. 技術・データの活用に伴って生じる新たな課題

AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことにも留意されたい。

#### 6. 多面的な議論の必要性

…検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい。